

「若者雇用促進法」施行に伴う対応について（お願い）

平素は、本学学生の就職につきまして格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 27 年 10 月 1 日から、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した若者雇用促進法が施行されております。新卒者の募集を行う事業主様は、求人申し込みをした職業紹介事業者からの求めがあった場合は、3 類型ごとに 1 つ以上の情報提供が義務となります。

本学におきましても、この法令の趣旨に沿って、次のとおり各事業主の皆様へ情報提供をお願いさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 情報提供項目

下記 ①～③ の 3 類型ごとに 1 つ以上の提供をお願いいたします。

① 募集・採用に関する状況

- 1) 過去 3 年間の新卒採用者数
- 2) 新卒離職者数
- 3) 過去 3 年間の新卒採用者数の男女別人数
- 4) 平均勤続年数

② 職業能力の開発・向上に関する状況

- 1) 研修の有無及び内容
- 2) 自己啓発支援の有無及び内容
- 3) メンター制度の有無
- 4) キャリアコンサルティング制度の有無及び内容
- 5) 社内検定等の制度の有無及び内容

③ 企業における雇用管理に関する状況

- 1) 前年度の月平均所定労働時間の実績
- 2) 前年度の有給休暇の平均取得日数
- 3) 前年度の育児休業取得対象者数と取得者数（男女別）
- 4) 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

2. 情報提供の方法

以下の方法により情報提供のご協力をお願いいたします。

- ① ホームページでの公表、会社説明会での提供、求人広告への記載などによる、自主的・積極的な情報提供
- ② 応募者等から個別の求めがあった場合は、メールまたは書面による情報提供